

22高体協第131号
平成22年7月06日

財団法人高知県体育協会
各加盟団体会長様

財団法人高知県体育協会
会長 中内 桂郎



自然災害等による事故防止について

日ごろは、当協会の諸事業に格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、高知県体育協会では、自然災害等による事故防止について、これまで
もご連絡申しあげ、加盟団体には格別のご配慮をいただいていたところ
です。
近年の気象現象は、「ゲリラ豪雨」に表現されるよう今まで以上に複雑な発生
が予想されます。
つきましては、試合及び強化合宿・強化練習等を実施する際は、下記事項に
十分留意し、自然災害等による選手・監督等の事故の未然防止に、より一層努
めていただきますようお願いいたします。
なお、高知県体育協会では平成21年に別紙「スポーツ活動中の落雷事故の
防止対策についての指針」を作成しましたのでご活用くださるようお願いいた
します。

記

1. 活動前・活動中に「注意報」、「警報」等が発令された場合は、適切な判断
ができるよう、常に最新の気象情報の収集に努めてください。
また、活動途中の降雨及び落雷等の気象の変化に対しては、選手等の健康
及び安全面を最優先し、勇気ある決断をしてください。
2. インターネットによる【降水】【雷】【竜巻発生確度】の手順
 - ① 「気象庁」と入力
 - ② 画面の気象庁を示してクリック
 - ③ 中央の地図画面を一度クリック
 - ④ 地図画面上段の【降水】【雷】【竜巻発生確度】で目的の項目をクリック
 - ⑤ さらに、【降水】【雷】【竜巻発生確度】の上段の「動画開始」をクリック
すると約1時間前後の状況が把握できます。
 - ⑥ さらに、地図上の高知県をクリックすると、高知県周辺が拡大されます。
3. 一般的な天気の間い合わせ（電話）
中部 0888-117・東部 08872-117・西部 0880-117

財団法人 高知県体育協会
スポーツ活動中の落雷事故の防止対策についての指針

1. 〔基本的指針〕

全てのスポーツ・運動関係者は、屋外でのスポーツ・運動活動中に落雷の予兆があった場合は、速やかに活動を中止し、危険がなくなると判断されるまで、安全な場所に非難するなど、選手及び運動参加者の安全確保を最優先事項として常に留意する。特に青少年～キッズ年代の活動に際しては、自らの判断により活動を中止することが難しい年代であることを配慮し、適切な指導助言を行うこと。

※ 全てのスポーツ・運動関係者とは、主として指導者、審判員、運営関係者などであるが、マスメディア関係やスポンサー他、選手も含めて広義に解釈するものとする。

2. 基本的指針の実行のために、下記の事項について事前によく調べ、また決定を行ったうえで活動を行うものとする。

① 当日の天気予報(特に大雨や雷雲などについて)

② 避難場所の確認

③ 活動中止の決定権限を持つ者の特定、中止決定の際の連絡フローの決定

※ それぞれの競技における規則上の試合中止決定者の他、有効に機能が作動するよう状況に応じて中止を決定する/または中止勧告を行う人間をあらかじめ明らかにしておくこと。

※ 強化練習や強化合宿等のトレーニング活動なども活動中止決定者を事前に決めてから活動をはじめること。

※ 中止決定者が近くにいない状況で現象が発生した時は、その場にいる関係者が速やかに中止を決定できることにしておくこと。

3. 大会当日のプログラムを決める際はあらかじめ余裕を持ったスケジュールを組み、少しでも危険性のある場合は躊躇なく活動を中止すること。

また、大会スケジュールが詰まっている場合でも本指針は優先される。

4. 避雷針の有無(避雷針があるからと言って安全が保障される事はないが、リスクは減る)や避難場所からの距離、活動場所の形状(例:スタジアム、河川敷グラウンド、等)によって活動中止の判断時期は異なるが、特に周囲に何も無い状況下においては少しでも落雷の予兆があった場合は速やかに活動中止の判断を行うこと。

5. 各加盟団体においては、落雷事故防止対策マニュアル(簡易的なものでも可)の作成に取り組み、日常的に行動できるよう周知徹底を図ること。

落雷事故防止対策マニュアル:参考資料(高知県サッカー協会制作)

【落雷事故防止対策マニュアルについて】

1. 行動の流れ

- ① 雷の察知 (雷光・雷鳴)
- ② 雷の監視 (雷光+雷鳴) ☘ 目視から聴音 10秒 3.5km
- ③ 避難行動 = 目視から聴音まで 30秒

↓

《 試合「停止」「中断」 》

- ④ 試合「再開」あるいは「中止」

「試合再開」

- ・判断基準→(1)雷鳴・雷光がなくなって30分 (JFA→20分) 経過
- (2)気象庁等関係機関に確認をする

「中止試合」

- ・判断基準 →(1) 30分経過後も間断なく雷光、雷鳴が続いている
- (2) 「再開」が可能であっても日没などで試合終了が不能時
- (3) プレーが不可能なグラウンド状況の時

注) 当県は落雷多発及び危険地域が存在するため、再開基準を30分とする

《参考資料》

(1)2006年4月11日付け「日サ協発第060015号：サッカー活動中の落雷事故の防止対策についての指針」文章

(2)平成18年7月4日付の(社)日本プロサッカーリーグにおける「雷対応マニュアル：第1版」の文章

- ・上記4. 1の②から

☘ 雷鳴は約10kmしか届かないが、雷は約20km先にも落ちる場合がある。

《その他》

- ♥ 各種別及び委員会において、携帯型雷警報機「ストライクアラートR.2.3」を可能な範囲で来年度の予算に計上し購入する。